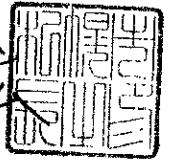


札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年11月 29 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 48 号

札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 第10条から第13条までを次のように改める。

第10条から第13条まで 削除

(2) 第13条の2第2項中「省令第7条の4第2項の規定により高齢受給者証を返還させるとともに、新たな高齢受給者証を交付し、政令第27条の2第3項」を「当該世帯主に対し、その旨を記載した資格確認書を新たに交付し、又はその旨を記載した資格情報通知書による通知を行い、同項」に改める。

(3) 第15条第1項中「第44条」を「第44条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第15条の2 前条の規定にかかわらず、区長は、急患その他やむを得ない特別の理由があると認めるときは、職権により、法第44条第1項の規定による一部負担金の徴収猶予の決定をすることができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、世帯主に対し、その旨を通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により一部負担金の徴収を猶予する場合においては、同項の決定の日から1年を超えない範囲内でその猶予する期間を定めるものとする。

4 前条第4項の規定は、第1項の決定をした場合について準用する。

(4) 第16条第1項中「前条第2項の規定により一部負担金の減額、免除又は

徴収猶予の承認」を「第15条第2項の規定による一部負担金の減額、免除若しくは徴収猶予の承認又は前条第1項の一部負担金の徴収猶予の決定」に改め、「被保険者が」の次に「法第36条第3項の規定により同条第1項の」を加え、「被保険者証（法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する被保険者（以下「高齢受給者」という。）にあつては、被保険者証及び高齢受給者証）に」及び「添えて」を削る。

- (5) 第17条の2第1項中「、省令」を「、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）」に、「第27条の14の4第6項」を「第27条の14の5第6項」に改める。
- (6) 第17条の3第1項中「被保険者証」を「資格確認書又は資格情報通知書（以下「資格確認書等」という。）」に改め、同条第2項中「高齢受給者」の次に「（法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する被保険者をいう。）」を加え、「被保険者証、高齢受給者証」を「資格確認書等」に改める。
- (7) 第17条の4第1項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。
- (8) 第17条の5第1項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同条第2項中「国民健康保険特定疾病療養受療証を交付し」を「資格確認書の交付を受けている者については国民健康保険特定疾病療養受療証の交付を、法第36条第3項の電子資格確認による被保険者であることの確認を受けている者については市長が別に定める方法により認定する旨の通知を当該世帯主に対して行うものとし」に改める。
- (9) 第18条第1項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同条第2項中「認定することと決定したときは、」の次に「資格確認書の交付を受けている者については」を加え、「を交付し」を「の交付を、法第36条第3項の電子資格確認による被保険者であることの確認を受けている者については市長が別に定める方法により認定する旨の通知を当該世帯主に対して行うものとし」に改める。
- (10) 第19条第1項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同項ただし書中「必要と」を削り、同条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「第58条」を「第58条第1項」に改める。

(11)第38条第1項中「を変更した」を「の変更をした」に、「被保険者証又は被保険者資格証明書の交付」を「資格確認書の交付又は資格情報通知書の通知」に改める。

(12)第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第39条 この規則に定める様式を使用して行うこととされている申請及び届出(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)に記載すべきこととされている事項及び当該申請書等に添付すべきこととされている書類に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 第1項の規定により行われた申請等については、この規則に定める申請書等を使用して行われ、当該申請等を受ける本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(13)様式1の2から様式4までの規定中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。

(14)様式5中「被保険者証の」を「被保険者」に、

1 療養の給付等を行うことが困難であつたため	療養につき算定した費用の額①
2 緊急その他やむを得ない理由により保険証を提示できなかったため	①の額に高齢受給者証に記載された割合を乗じて得た額
3 緊急その他やむを得ない理由により高齢受給者証を提示できなかったため	被保険者が支払った額

を

1 療養の給付等を行うことが困難であつたため	療養につき算定した費用の額①
2 緊急その他やむを得ない理由により資格確認書等を提示できなかったため	①の額に資格確認書等に記載された割合を乗じて得た額
	被保険者が支払った額

に改める。

(15)様式5の2中「被保険者証の」を「被保険者」に、

1 法第54条の3 資格証明書で保険医療機関に受診したため
2 その他 ()

を

「

1 法第54条の3第1項又は第2項本文に規定する療養を受けたため

2 その他（ ）

に改める。

」

(16)様式5の3及び様式6の2中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。

(17)様式7中

「

①国民健康保険被保険者
証の記号番号

を

」

「

①国民健康保険被保険者
記号番号

に、

」

「保険証」を「資格確認書又は資格情報通知書」に改める。

(18)様式7の2中

「

①国民健康保険被保険者
証の記号番号

を

」

「

①国民健康保険被保険者
記号番号

に、

」

「保険証、高齢受給者証（その他に認定を受けている方は限度額適用・標準負担額減額認定証）と領収証」を「資格確認書又は資格情報通知書、限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）及び領収証」に改める。

(19)様式８中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

(20)様式８の２中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

(21)様式８の４中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

(22)様式９中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。

(23)様式１０、様式１１、様式１２及び様式１４中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

(24)様式１９中備考以外の部分を次のように改める。

様式１９

国民健康保険料 督促状				
あなたの国民健康保険料は、次のとおり未納となっておりますので、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促します。 納付についてご確認の上、次の指定納付期限までにお手持ちの納付通知書で指定の金融機関、コンビニエンスストア又は区役所で納付してください。 なお、この督促状は、月 日時点のデータで作成しております。既に納付済みの場合は、行き違いですので、ご了承ください。 【未 納 保 険 料】				
賦 課 区	年 度	科 目	通 知 書 番 号	
期 別	未納保険料額(円)	納 期 限		
指 定 納 付 期 限				
年 月 日				
札幌市 区長 印				
○ このまま未納を続けた場合 この督促状の指定納付期限までに納付されないときは、地方自治法第231条の3第3項の規定により財産の差押えを受けることがあります。 また、理由もなく滞納して1年が経過したときには、「特別療養費の支給」に変更することがあります。特別療養費の支給に変更されると、病院にかかるときに、一旦医療費の全額を支払わなければなりません。 ○ 延滞金について 納期限後に保険料を納付する場合には、納付通知書に記載された計算方法により算出した延滞金が加算されます。				

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第15条の次に1条を加える改正規定、第16条第1項の改正規定（「前条第2項の規定により一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の承認」を「第15条第2項の規定による一部負担金の減額、免除若しくは徴収猶予の承認又は前条第1項の一部負担金の徴収猶予の決定」に改める部分に限る。）及び第17条の2第

1 項の改正規定（「第 27 条の 14 の 4 第 6 項」を「第 27 条の 14 の 5 第 6 項」に改める部分に限る。）は公布の日から、第 39 条を第 40 条とし、第 38 条の次に 1 条を加える改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）第 10 条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）（これに基づく命令を含む。）の規定による被保険者証又は被保険者資格証明書を添えて改正後の第 17 条の 5 第 1 項又は第 18 条第 1 項の申請書の提出があった場合に関しては、それぞれ改正前の第 17 条の 5 第 2 項又は第 18 条第 2 項の規定は、当該被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際改正前の札幌市国民健康保険事業施行規則の規定に基づき作成された申請書等の用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。